

国道 343 号笹ノ田地区技術課題等検討協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、国道 343 号笹ノ田地区技術課題等検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、国道 343 号の最大のあい路である笹ノ田地区の現道課題について、専門的な見地から対策の必要性、効果及び技術的課題等の検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 協議会は、以下の事項について、専門的かつ技術的な検討を行う。

- (1) 地域、地形・地質等の課題
- (2) 対策の必要性・効果
- (3) 対策方針・内容
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーにより構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選により決定する。
- 3 座長が職務を遂行できない場合、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 座長は、必要があるときには、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

(協議会の公開)

第5条 協議会は、出席者の自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、非公開とする。但し、議事内容の透明性を確保する観点から、協議会終了後、議事概要を公表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則として協議会の終了までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、審議で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 事務局は、岩手県県土整備部道路建設課に置く。

(その他)

第9条 規約に定めのない事項等は、委員に諮ったうえで座長が決定するものとする。

附 則 この規約は、令和5年3月13日から適用する。

(別表)

国道343号笹ノ田地区技術課題等検討協議会 委員・オブザーバー

【委員】
岩手大学 名誉教授 井良沢 道也
岩手大学 理工学部 教授 南 正昭
岩手県 県南広域振興局 土木部 一関土木センター 所長
岩手県 沿岸広域振興局 土木部 大船渡土木センター 所長
岩手県 県土整備部 道路建設課 総括課長
【オブザーバー】
国土交通省 東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所 副所長